

○ 信用金庫法施行規則第三百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第八号）
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第六条 「略」 「2～6 略」</p> <p>7 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第六号（<u>第一面及び第二面</u>に限る。）により作成するものとする。</p> <p>（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項）</p> <p>第七条 「略」 「2～5 略」</p> <p>6 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第六号（<u>第三面及び第四面</u>に限る。）により作成するものとする。</p> <p>（四半期の開示事項）</p> <p>第十条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項第一号に掲げる事項は別紙様式第三号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第十二号により、同項第三号及び前項第三号に掲げる事項は別紙様式第八号により、第一</p>	<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第六条 「同上」 「2～6 同上」</p> <p>7 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第六号（<u>第一面</u>に限る。）により作成するものとする。</p> <p>（連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項）</p> <p>第七条 「同上」 「2～5 同上」</p> <p>6 前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第六号（<u>第二面</u>に限る。）により作成するものとする。</p> <p>（四半期の開示事項）</p> <p>第十条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 第一項第一号に掲げる事項は別紙様式第三号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第十二号により、同項第三号及び前項第三号に掲げる事項は別紙様式第八号により、第一</p>

項第五号及び前項第五号に掲げる事項は別紙様式第九号（連結自己資本比率を算出する国際統一基準金庫に係る第一項第五号に掲げる事項にあつては、第一面に限る。）により、第一項第六号及び第九号に掲げる事項は別紙様式第十号により、同項第七号に掲げる事項は別紙様式第六号（第一面及び第二面に限る。）により、前項第一号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第十三号により、同項第六号及び第九号に掲げる事項は別紙様式第十一号により、同項第七号に掲げる事項は別紙様式第六号（第三面及び第四面に限る。）により、それぞれ作成するものとする。

項第五号及び前項第五号に掲げる事項は別紙様式第九号（連結自己資本比率を算出する国際統一基準金庫に係る第一項第五号に掲げる事項にあつては、第一面に限る。）により、第一項第六号及び第九号に掲げる事項は別紙様式第十号により、同項第七号に掲げる事項は別紙様式第六号（第一面に限る。）により、前項第一号に掲げる事項は別紙様式第五号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第十三号により、同項第六号及び第九号に掲げる事項は別紙様式第十一号により、同項第七号に掲げる事項は別紙様式第六号（第二面に限る。）により、それぞれ作成するものとする。
